

次期総合計画の構成骨子（案）

長期ビジョン

【第1章】はじめに

1 計画策定の趣旨

県民一人ひとりをはじめとした多様な主体が、岩手の未来のあるべき姿に向かって、今後10年間に何をすべきかを考えるとともに、みんなで力を結集し、行動していくための目指す将来像や取組の方向性を明らかにする。

2 計画の役割

岩手の未来のあるべき姿を実現するため、復興とその先も見据え、時代の潮流や岩手の特性・可能性を踏まえながら、今後10年間の、県の政策推進の方向や具体的な取組内容を示すとともに、県民等のあらゆる構成主体が自ら取組を進めていくためのビジョンともなるもの。

3 計画の期間

2019年度から2028年度の10年間

4 計画の構成

10年間の「長期ビジョン」と、マニフェスト・サイクルを考慮した「アクションプラン」で構成

5 計画推進の考え方

- マニフェスト・サイクルと連動した「アクションプラン」の見直しによる弾力的な運用
- 政策評価に基づく「アクションプラン」の進捗管理 など

【第2章】理念

1 時代的背景

- 高度成長期には、社会経済の状況を評価するため、主に経済指標が用いられてきたが、社会が成熟化し、人々の価値観が多様化する中、経済指標のみで人々の幸福や社会の状況を把握しようとすることが困難になってきており、心の豊かさやつながりなどにも着目することが重要

2 本県における背景

- 本県では、「東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針」において、「一人ひとりの幸福追求権を保障すること」を位置づけて復興を推進
- 昨年、本県で開催された全国知事会議の「岩手宣言」では、一人ひとりの住民が復興を実感できる真の「復幸」を成し遂げると宣言
- 上記は、東日本大震災津波からの復興において、民主主義や地方自治の原点ともいえる「一人ひとりの幸福」に立ち返り、人間本位の復興を進めようとする考え方方に立脚

3 「幸福」をキーワードとした総合計画の策定

- これからの岩手の姿を描くに当たって、上記の考え方を県政全般に拡大し、一人ひとりの幸福を守り育っていくことを基本とすることが重要
- 「いわて県民計画」の成果を踏まえ、それを引き継ぎながら、次期総合計画において「幸福」を守り育てるための取組を展開していくことで、県民一人ひとりが互いに支え合いながら、幸福を追求していくことのできる地域社会へと向かっていくことが可能

【第3章】岩手は今(現状認識・展望)

1 世界の変化と展望

2 日本の変化と展望

3 岩手の変化と展望～復興、強みと弱み、リスクとチャンス～

アクションプラン

長期ビジョンの実効性を確保するため、重点的・優先的に取り組むべき政策や具体的な推進方策を盛り込む。 [第1期：2019年度～2022年度]

(仮称) 復興プラン 政策プラン 地域プラン 行政経営プラン (第2期以降の「復興プラン」の取扱いは、今後の復興の状況を踏まえながら検討)

【第4章】将来像

(今後、総合計画審議会等において検討)

【第5章】復興推進の基本方向

1 復興の位置づけ

平成23年4月に策定した「東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針」に掲げた原則を引き継ぐことにより、東日本大震災津波からの復興を明確に定め、切れ目のない取組を進めていく。

【基本方針を貫く2つの原則】

- 被災者の人間らしい「暮らし」、「学び」、「仕事」を確保し、一人ひとりの幸福追求権を保障する。
- 犠牲者の故郷への思いを継承する。

復興基本計画に掲げた「復興の目指す姿」や「3つの原則」を踏まえ、記載内容については、「岩手県東日本大震災津波復興委員会」等において別途議論する。

※参考

- 【復興の目指す姿（復興基本計画）】
「いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造」
- 【復興に向けた3つの原則（復興基本計画）】
(1)「安全」の確保 (2)「暮らし」の再建 (3)「なりわい」の再生

【第6章】政策推進の基本方向

1 8+1の政策分野と目指す方向性

- | | | | | |
|-----------|------------|----------|-----------------|--------|
| (1) 健康・余暇 | (2) 家族・子育て | (3) 教育 | (4) 居住環境・コミュニティ | (5) 安全 |
| (6) 仕事・収入 | (7) 歴史・文化 | (8) 自然環境 | (+1) 社会基盤 | |

2 8+1の政策分野の取組方向

- 基本的考え方
- 政策推進の基本方向
- 役割分担

※詳細は「資料2－2」

【第7章】長期的・政策横断的に取り組む重要構想[プロジェクト]

長期的、政策横断的な観点から、創造性、独自性などを踏まえて取り組む構想の方向性（計画期間を超えて取り組むものも含む）

【第8章】地域振興の展開方向

- 4 広域振興圏の振興
- 県域や広域振興圏を越えた広域的な連携の強化
- 県北・沿岸圏域の振興

【第9章】県政運営の基本姿勢

- 幸福を守り育てる県政の推進
- 多様な主体との協働
- 市町村との連携
- 行政経営のあり方